

中核機関・地域連携ネットワークに係る会議体（案）

(1) 運営委員会

【所管事務】 中核機関の運営に関する方針の決定や課題の解決

【開催頻度】 月に1回から2か月に1回程度（開設初年度）

【構成員】

構成員
吹田市福祉総務室
吹田市高齢福祉室
吹田市障がい福祉室
中核機関

※必要に応じて三士会等の専門職を含む

(2) 協議会

【所管事務】・成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する制度や施策の
情報交換・共有・成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護に関する地
域課題の検討・調整

・中核機関の機能・運営について意見を聴取する。

【開催頻度】 年に1～2回

【構成団体】 事務局：吹田市と中核機関の共同運営

機関・団体名	分野
学識経験者	社会福祉分野
大阪弁護士会	法律分野
大阪司法書士会	
大阪家庭裁判所 ※オブザーバー	
大阪府行政書士会 △	
大阪社会福祉士会	社会福祉分野
吹田市民生・児童委員協議会	地域福祉分野
吹田市医師会	医療分野
大阪府訪問看護ステーション協会	
吹田市介護保険事業者連絡会	高齢者福祉分野
吹田市地域包括支援センター	
吹田市障がい児者計画相談支援事業者等連絡会	障がい者福祉分野
吹田市障がい相談支援センター	
金融機関	金融分野

(3) 権利擁護支援チーム

【所管事務】 被後見人及び後見人支援に係る検討・共有

【頻度】 必要に応じて適宜形成

【構成団体】 被後見人の状況に応じた支援関係者